

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から37年9月まで

私は、昭和37年4月当時、市役所に勤務していた父親に勧められ、申立期間当時の居住地であるA市役所で国民年金の加入手続をした。

市役所へは毎月行くことが出来なかったため、当時の保険料は100円であることを父親に聞いていたので、保険料をまとめて納付する準備をした記憶がある。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、婚姻後の期間については、申立人の夫が共済組合員であったことから、申立人は国民年金の任意加入をしているなど、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の所持する国民年金手帳は昭和37年4月20日付けで発行されている上、申立人は、「国民年金保険料を毎月納付することができなかったため、まとめて納付した記憶がある。」と申し立てしているところ、申立人の所持する領収証書及び国民年金手帳により、昭和38年度の国民年金保険料を39年12月29日に過年度納付し、39年度及び40年4月から12月までの保険料を40年12月17日に過年度及び現年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで

私は、昭和35年に地区での説明会に出席し、同年10月に、私の妻と一緒に国民年金に加入した。最初は、地区の自治会から毎月自宅に集金に来ていたが、途中から婦人会に変わったことを覚えている。申立期間中、そのどちらが集金に来ていたか覚えていないが、毎月夫婦二人の国民年金保険料を税金と一緒に妻が納付しており、一度も未納にしたことは無い。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月4日に夫婦連番で払い出されており、国民年金被保険者台帳により納付日が確認可能な昭和41年度の納付記録を見ると、申立人夫婦は毎月同じ日に国民年金保険料を納付していることが確認でき、「毎月夫婦二人分の国民年金保険料を税金と一緒に妻が納付していた。」とする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人夫婦の仕事や住所等の生活状況に大きな変化は無かったものと推認され、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで
昭和35年に地区での説明会に私の夫が出席し、同年10月に夫婦一緒に国民年金に加入した。最初は、地区の自治会から毎月自宅に集金に来ていたが、途中から婦人会に変わったことを覚えている。申立期間中、そのどちらが集金に来ていたか覚えていないが、毎月夫婦二人の国民年金保険料を税金と一緒に私が納付しており、一度も未納にしたことは無い。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月4日に夫婦連番で払い出されており、国民年金被保険者台帳により納付日が確認可能な昭和41年度の納付記録を見ると、申立人夫婦は毎月同じ日に国民年金保険料を納付していたことが確認でき、「毎月夫婦二人分の国民年金保険料を税金と一緒に私が納付していた。」とする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人夫婦の仕事や住所等の生活状況に大きな変化は無かったものと推認され、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から5年2月まで

私が20歳になった時に、私の父親がA県B町役場で国民年金の加入手続をしてくれた。

また、申立期間の始期である平成元年7月は、ちょうどA県からC県D市へ住所変更した時期であったことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料については、自宅に納付書が郵送され、毎月、E市の小さな郵便局で少ない給料の中から納付期限内に保険料を確実に納付した記憶があり、年金手帳にも国民年金の加入期間が記載されている。

年金手帳は、現在1冊持っているが、領収書等の控えは、20年も前の事であり、引越しの際に紛失してしまった。

C県D市在住時に申立期間の国民年金保険料をすべて納付していたことは間違いないので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は平成元年7月にA県B町からC県D市へ住所変更した時期で、保険料は納付書により納付期限内にすべて納付した。」と主張しているが、オンライン記録により、申立人は、平成7年6月26日に申立期間の始期である元年7月21日にさかのぼっての国民年金の被保険者資格取得手続及びB町からF市への住所変更手続を行っていることが確認でき、この時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「E市の小さな郵便局で保険料を納付した。」と申し立てているが、D市は、「郵便局による保険料の収納は、平成11年4月から開始した。」と回答しており、「申立期間当時、郵便局で納付書

により国民年金保険料を納付した。」とする申立人の主張は不自然である。

さらに、D市は、「C県は、昭和56年4月から電算処理事務に移行し、納付書の用紙はOCR用納付書を発行した。」としており、申立期間当時、納付書は機械による電磁読込を行っていたと考えられることから、国民年金に未加入とされていた申立人に対して納付書は送付されず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立期間が44月と長期間であり、被保険者記録が電算化されて以降の期間であるため、これだけの期間について、毎月の納付記録や加入記録のすべてが抜け落ちたとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年5月から40年3月まで

私は、昭和39年5月にA市で結婚した際、友人及び知人に国民年金加入を勧められ、同年7月ごろ、A市役所B支所で私が国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料は、私がA市役所B支所に毎月夫の分と合わせて納付した。

申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年7月4日以降に夫婦連番で払い出され、同年4月1日付けで被保険者資格を取得していることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の元夫についても、申立人と同様に、昭和40年4年1日付けで国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、夫婦(当時)共に同年4月から国民年金保険料を納付していることが確認できることから、「申立期間の国民年金保険料については、A市役所B支所で、毎月、夫の分と合わせて納付した。」とする申立てには不自然さが見られる。

さらに、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 30 日から 41 年 7 月 21 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の期間照会を行ったところ、昭和 36 年 9 月から 41 年 7 月まで勤務していた A 社について、脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。
しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いため、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した時期とほぼ同時期である昭和 40 年から 42 年までの期間に資格喪失した者 41 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 24 人に同社退職時における脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 15 人について退職後 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、当該事業所の担当者は、「当時、結婚を機に退職する女性に対しては、自動的に脱退手当金の請求手続を行っていたと聞いている。」と供述しているところ、申立人が、「同社を退職した理由は結婚のためであった。」としている上、連絡先が把握できた同僚の一人は、「結婚退職の際、脱退手当金を受け取った記憶がある。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和41年11月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から 55 年 1 月まで
② 昭和 57 年 1 月から 59 年 1 月まで

私は、申立期間①については、A社に、知人の紹介で入社し、営業職に従事した後、ホテルの接客係として勤務していた。

また、申立期間②については、B事業所でケーキ作りに従事していたが、ねんきん特別便により、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が漏れていることが分かった。

申立期間のいずれについても、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が同僚として名前を挙げた者について調査したところ、複数の者が、「営業又はホテルの接客係として、A社で申立人と一緒に働いていた。」と供述しており、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の申立期間当時の事業主は既に死亡している上、同社は平成元年7月31日に適用事業所に該当しなくなっており、賃金台帳等の関連資料も無く、申立人の同社での在籍期間、並びに申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況等について確認できない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた者のうち一人が、「A社に入社し、営業活動後ホテルに配属され、接客係として3年ほど勤務し、申立人と一緒に働いていた。」と供述しているところ、オンライン記録を見ると、その同僚に

ついて、同社での被保険者期間が5か月となっている上、申立期間①と時期が一致していないことが確認できることから、同社においては、従業員について、勤務していたすべての期間を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②については、B事業所は既に廃業しており、従業員名簿等の関連資料が無い上、申立期間②当時の申立人が同僚として挙げた者及びオンライン記録により申立期間②に記録が確認できる者9人を調査したところ、回答が得られた5人のすべてが申立人を記憶しておらず、申立人の申立事業所での在籍が確認できない。

また、継承事業所であるC社の事業主は、「当時の資料は廃棄しており、申立期間②における厚生年金保険の適用状況は不明。」と供述していることから、申立期間②における申立人の厚生年金保険加入状況について確認できない上、上記同僚のうち二人が、「B事業所では厚生年金保険に加入しない人もいた。」と供述しており、同社においては、従業員の一部を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 なお、両申立期間のいずれについても、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和2年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月ごろから39年8月まで

私は、A社B支店に勤めていた知人の勧めで、同社に入社し、証券ファンドの勧誘及び集金の仕事に1年ほど従事した。

その当時、一緒に働き仕事内容も同じだった同僚には厚生年金保険の記録があるのに、私には記録が無いことが分かった。

申立期間について、A社B支店に勤務していたのは、事実であるので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に働いたとする同僚等の供述から、勤務していた期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部において、A社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時のA社B支店の事務担当者の二人のうち一人は既に死亡している上、別の事務担当者及び同支店長も申立人について記憶していないことから、申立人に係る同社での勤務状況及び厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

また、申立人と仕事内容も同じであったとする同僚一人は、「1年くらい勤務した。」と供述しているものの、オンライン記録からは1か月しか被保険者記録が確認できない上、他の同僚からも実際の勤務期間と記録上の被保険者期間が異なっている旨の供述が得られていることから、A社本社及びB支店では、申立期間当時、入社後すべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させてはいなかったことが推認できる。

さらに、A社本社及びB支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間及びその前後の期間を通じて当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から 62 年 7 月まで

申立期間、私はA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、社会保険事務所(当時)に記録されている標準報酬月額と実際に支給されていた給与月額とに相当の差がある。

当時の給与明細書の一部を提出するので、申立期間について、実際に支給された給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支払明細書 16 か月分(昭和 58 年 3 月分から 59 年 10 月分までの期間のうち、年月が判読できる期間)に記載されている給与支給額と厚生年金保険被保険者名簿及びオンラインに記載されている当該期間の標準報酬月額を比較すると、事業主は、報酬月額を実際に支給された給与月額よりも低く届け出ていることが確認できる。

しかしながら、当該給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額とほぼ一致し、実際の給与額に見合う保険料額ではないことが確認できる。

また、申立期間のうち、上記給与支払明細書で確認できない期間についても、上述の事情を踏まえると、実際の給与額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、

申立人の申立期間に係る標準報酬月額と複数の同僚の当該期間の標準報酬月額がほぼ一致していることが確認できる。

加えて、A社が既に廃業している上、元事業主は死亡しており、事業主の妻及び子息も、「当時の資料を廃棄していることから詳細は不明である。」としていることから、申立期間の実際に支給された報酬月額及び控除された厚生年金保険料額の相違の理由を確認することはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録を上回る場合に訂正の対象となることから、当該期間は記録訂正の対象とはならない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。